

福祉のしごと相談・面接会

18法人が出展

介護・保育の求人面接などを実施

1/17(木)

区内福祉施設の安定的な人材確保を目的とし、福祉施設・事業所による集団面接会を開催します。介護の仕事、保育士等の求人面接を行うとともに、福祉の仕事に関する就労相談を行うほか、出展法人によるPRコーナーや福祉の資格等の相談コーナーなど、福祉の仕事を探しの方にはもちろん、福祉の仕事について情報収集したい方も活用できます。参加費無料。入退場

・服装自由です。お気軽にご参加ください。※面接をご希望の場合は履歴書(コピー可)をお持ちください。(会場で所定の書式に記入して面接可能)。
【時】1月17日(木)午後1時～4時(受付は午後0時半～3時半)
【場】総合区民センター2階レク・ホール(大島4-5-1)

【入】福祉の仕事を探している方、興味のある方【費】無料【因】施設
【場】総合区民センター2階レク・ホール(大島4-5-1)

シニア世代地域活動実践セミナー

60代からの地域デビュー講座

「知恵と経験を地域で活かすために」

定年後に地域での活動を希望しながらも、そのきっかけやアプローチ方法がつかめないという方々を対象に、講演、シンポジウムや地域活動の体験を交えたセミナーを開催します。
初日はNPO設立などの経験があり、地域活動に経験豊富な講師が講演。「地域での活動体験」ではさまざまな分野の団体の中から1か所を選び活動体験。地域活動への参加のきっかけと自信づくりを応援します。

シンポジウムでは、区内外で実際に活動している経験者や、シニアアドバイザーの講師が自らの体験を通してアドバイスします。

【時】下表のとおり【場】区役所7階会議室※地域活動体験は

日時	内容	講師
2/9(土) 9:30~12:30	基調講演「キャリアを活かした地域暮らし」と交流会	富永一夫(NPO法人NPOフェュージョン長池理事長)
2/18(月)~3/15(金)	江東区内で活動中の団体で実践体験	各体験先リーダー
3/2(土) 13:30~16:30	セカンドライフ情報提供などの講義および地域活動体験シンポジウム	松本すみ子(シニアアドバイザー)/区内外の地域活動経験者
3/16(土) 13:30~16:30	グループでの成果共有・講評および修了証書授与式	松本すみ子(シニアアドバイザー)

凡例 時日時 場所 集集合 人対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール

・事業所のPRと求人説明・面接会、福祉の仕事や資格・ボランティアなどの相談コーナーなど【主催】江東区、江東区社会福祉協議会、東京都福祉人材センター、ハローワーク木場【共催】東京しごと財団【求人に関する問合先】ハローワーク木場職業

相談窓口 ☎(3643)8609 ※求人情報はハローワーク木場ホームページ(HP) <http://to-kyohelloworksite.mhlw.go.jp/isv/kiho.htm> で公開中
【問】福祉施設整備支援係 ☎(3647)4331

国民健康保険の届出

加入・喪失の手続きは14日以内に

国民健康保険に加入している方が職場の健康保険などに加入したときや、他の健康保険の方が資格を喪失して国民健康保険に加入するときは、14日以内に届出をしてください。

私立高等学校等 あつせん 入学資金融資

区では、平成25年3月に中学校を卒業し、私立の高等学校・高等専門学校または専修学校のものへ入学するお子さんの保護者に対し、入学資金を低利で区があつせんして、指定の金融機関が融資します。

この制度は、入学金・施設整備費等、入学時に納入する資金および制服代等、入学時に必要な諸経費を対象とするものです。

【申込者の資格要件】
○区内に1年以上居住し、進学予定者と同居していること
○年齢が満20歳以上であること
○住民税を滞納していないこと
○借入金の償還能力が十分であること

【融資の条件】
○同一勤務先の勤務年数(自営業の方については、同一業種の営業年数)が満2年以上
○融資金額は10万円から100万円まで(1万円単位)融資利率は1.25%、区が半分の利子補給をするので実質0.625%

○償還期間は3年以内
○償還方法は「融資を受けた月の翌月から」元金均等または元利均等の月賦償還
【保証】
融資を受ける際には、担保・連帯保証人等が必要ありませんが、信用保険に加入していただきます。保証料については区が負担します。

【注意事項】
受付の際には融資の可否について予備審査を行いますので、必ず保護者の方がおいでください。金融機関に申し込んでから融資まで10日程かかります。入金金の納付期限に遅れないようご注意ください。
【問】教育委員会庶務課庶務係 ☎(3647)9170 FAX(5690)6911

ケータイ命!

「いい加減にしない!」。思わず大きな声を出してしまいました。進路について真剣に話し合いをしているというのに、携帯電話(ケータイ)が震え出すと我が子はその返信のためにメールを打ち始めたのです。

今どきの子どもたちはみな、ケータイに夢中です。食事中でも家族の団らん中でも、ケータイへの着信をいつもチェックしています。そっと席を離れて話し込み、手元を隠すようにメールを打つ姿を見ると、いったいこの誰とどんなつながりをもっているのか心配でたまりません。最近では友達みんなが持っているからと、スマートフォンへの買い替えのおねだりを始めました。

ケータイで扱う情報は、子どもたちの興味を刺激し、多様に広がります。中でも、友達とのメール交換はその最たるものです。そして、その送受信には仲間同士のビミョーなルールがあります。

例えば、動きのある装飾を施したメールを「デコメ」と呼ぶなど、独特の短縮言語が飛び交います。メールを受信したら、速攻で返信するという暗黙の約束もあります。仲間

間意識が密であるほど、その傾向は強いといわれます。また、瞬時に情報を得られるインターネットは、子どもたちには魅力的なツールですが、これらには、さまざまな商品を購入できてしまったり、危険なサイトに入り込んでしまう恐れも多々あります。見知らぬ人との接触が深まるツイッター等での交流は、犯罪への温床にもなりえます。

ケータイを有効に活用するために親子で話し合いを。とはいえケータイは、子どもたちの生活に深く入り込んでいるので、やみくもに禁止することは不可能な状態です。そこで、親子で次のようにきちんと話し合い、有意義に活用する方策を考えていくことが大切です。

○使用時間や料金、使用方法等について話し合い、節度ある活用方法を決める
○悩みや困ったことが生じたら、すぐに正直に相談する
○悪意のあるメールや他人に迷惑になるような使い方は絶対にしない
○「もしたら使用禁止」という約束事を決め、違反した時はきちんと対処する
【問】庶務課社会教育担当 ☎(3647)9676